

令和5年11月17日

一般社団法人 全国建設業協会  
広報御担当者様

内閣府再就職等監視委員会事務局

### 国家公務員の再就職等規制の周知についてのお願い

平素より大変お世話になっております。

内閣府再就職等監視委員会事務局でございます。

今回は令和2年7月9日に御訪問させていただき、常務理事の若山様に御多忙のところ御対応いただきました。また、その際、リーフレット配布で当委員会の周知活動に御協力をいただきまして、その節は誠にありがとうございました。

本来なら直接御訪問させていただくのが筋ではありますが、この度はお手紙での御連絡となり失礼いたします。

再就職等規制に関しては一義的には国家公務員・元国家公務員自身が規制に違反しないことが重要であるのは当然です。しかしながら、企業等からの求めに応じて再就職等規制違反となった事案が、直近1年間で3件発生しています。このような規制違反を防止するためにも、民間企業へ再就職等規制の内容を周知し、理解を得る必要があると、当委員会の委員である有識者からも指摘されております。

再就職等規制違反においては、企業名が特定・報道されることもあり、場合によっては行政との癒着を疑われるなど、企業の皆様にとっても期せずして不名誉なこととなってしまうおそれがございます。企業の皆様に問題の深刻性が理解されるよう、他の多くの業界団体様にも御協力いただいておりますので、是非貴会にも御協力を賜ることができればと思います。

同封しておりますのは当委員会リーフレット最新版です。

会員企業様向けの会報誌やメルマガ、貴会ホームページに空きができたタイ

ミングで構いませんので、是非周知に御協力いただきたく存じます。

もし何かしらの媒体に御掲載をしていただけるようでしたら、原稿案（紙面の空きに合わせたサイズにできます）を送らせていただきますので、御連絡いただきたく存じます。

同封のリーフレットにつきましても、会合等で会員様にお配りいただけるタイミングがありましたら、当事務局から必要部数をお送りさせていただきますので、お気軽にお申し付けください。

今後とも、当委員会の周知活動に御理解・御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

内閣府 再就職等監視委員会事務局 企画・調整グループ

担当：中島、上塚、吉田

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目3番3号

TEL:03-6268-7657（直通） FAX:03-6268-7659

e-mail: kanshi-kikaku.y8t@cao.go.jp



## 国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、営利企業等に再就職することは禁じられていませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

### ① 再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・元国家公務員の再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・元国家公務員の情報提供等を行うことは禁止されています。

企業の皆様からの求めに応じる場合であっても、再就職の候補となる者の氏名や職歴などを営利企業等へ提供したり、営利企業等へその求めに係るポストの待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

### ② 利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

企業の皆様からの求めに応じる場合であっても、再就職することを目的として、自分の氏名や職歴などを利害関係企業等へ提供したり、利害関係企業等へ職務内容や待遇面などを問い合わせたり、再就職の約束などをすると違反となります。

### ③ 元の職場への働きかけ規制

再就職した元国家公務員が、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

### ☆ 皆様へのお願い

規制違反においては、企業名が特定・公表されることもあり、企業の皆様にとって期せずして不名誉なこととなりかねません。規制違反を未然に防ぐ観点から、規制違反となる行為を認識いただき、国家公務員・元国家公務員にこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。

また、規制違反が疑われる行為の通報は、下記連絡先までお願いいたします。秘密を厳守します。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局



電話：0120-344954（フリーダイヤル）

03-6268-7660～7668、7681

URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/>